

# 半鐘



令和6年10月  
消防署猿払支署  
予防係 発行  
TEL 2-2119

## 秋の火災予防運動が実施されます！

秋も一段と深まり、今まで使用していなかったストーブなど火を取扱う機会が多くなる時季となります。

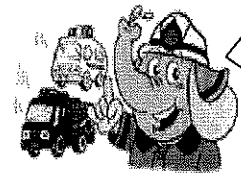
扱い慣れた火でも油断すれば火災に繋がる危険がありますので、今一度「火の取扱い」には十分気をつけましょう。

【統一防火標語】

「守りたい 未来があるから 火の用心」

【運動期間】

10月15日（火）から10月31日（木）



火災予防運動が  
はじまりますよ！

## サイレンを鳴らします！

消防署猿払支署では、運動期間中（15日、20日、25日、30日）の4回、午後7時に30秒間サイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようお知らせ致します。

## 暖房機器の点検・整備について

これから冬季にかけ、暖房機器を使用する機会が多くなってきますが、点検・整備等はお済でしょうか。安心して使用できるよう点検・整備を行いましょ。

また、暖房機器を使用の際は近くに洗濯物を干したり、スプレー缶等を置かないようにしましょ。

カートリッジ式のストーブの給油は必ず火を消してから行い、給油キャップがしっかり閉まっていることを確認しましょ。

## 住宅用火災警報器の点検をしましょ！

住宅用火災警報器の設置が義務化され、10年以上が経過します。

住宅用火災警報器の『ボタンを押す』もしくは『紐を引く』ことで、簡単に作動確認をすることができます。今一度、ご自宅の住宅用火災警報器の作動点検の実施をお願い致します。

村民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。